

- 第一條 警防團員ハ自己ノ有スル使命ノ崇高ナルヲ自覺シ之ガ實踐ニ當リテハ本令ヲ遵守スベシ
- 第二條 須ク責任ヲ重ンジ有事ニ際シテハ挺身奉公ノ精神ヲ發揮スベシ
- 第三條 常ニ品性ノ陶冶ニ努メ言行ヲ重ンジ一身ハ固ヨリ家族ニ至ル迄其ノ體面ヲ汚損スルガ如キコトナキヲ期シ以テ眞ニ郷閭ノ模範タルベシ
- 第四條 常ニ任務ニ關スル智識ノ涵養、技能ノ練磨ニ努メ確信アル行動ヲ爲スベシ
- 第五條 克ク紀律ヲ恪守シ上長ノ指揮命令ニ從ヒテ嚴然タル秩序ヲ保持スベシ
- 第六條 上下同僚相敬愛シ禮節ヲ尙ビ信義ヲ敦クシ全團一體ノ實ヲ擧グベシ
- 第七條 常ニ應急ノ準備ヲ怠ラズ召集發令アラバ其ノ事ノ如何ヲ問ハズ私事ヲ捨テテ直チニ馳參シ任務ニ就クベシ
- 第八條 災害ノ發生ヲ知り又ハ盜難其ノ他非違ヲ見聞シタルトキハ時機ヲ失セズ關係警察官吏又ハ消防官吏ニ申告スベシ
- 第九條 職務ニ關シ之ヲ知りタルト又ハ他ヨリ之ヲ聞知シタルト問ハズ機密ヲ漏洩スベカラズ
- 第十條 所轄警察署長ノ許可ヲ受クルニ非ラザレバ濫リニ集合シ又ハ職務外ニ所定ノ服裝ヲ爲スベカラズ
- 第十一條 警防團又ハ警防團員ノ名義ヲ以テ政治運動ニ關與シ若ハ他人ノ訴訟又ハ紛議ニ關與スベカラズ
- 第十二條 警防團又ハ警防團員ノ名義ヲ以テ濫リニ寄附ヲ募集シ若ハ贈與ヲ受ケ又ハ營利行爲ヲ爲シ若ハ職務ノ負擔トナルガ如キ行爲アルベカラズ

- 第十三條 職務ニ關シ私ニ金品ノ寄贈若ハ饗應接待ヲ受ケ又ハ之ヲ請求スル等ノ行爲アルベカラズ
- 第十四條 區域外ノ警防ニ應援スル場合ハ必ズ警察部長又ハ所轄警察署長、消防署長ノ指揮命令ニ從ヒ統制アル行動ヲ爲スベシ
- 第十五條 旅行又ハ病氣其ノ他ノ事故ノ爲十五日以上服務シ難キトキハ團長、副團長ハ警察署長ニ其ノ他ノ團員ハ團長ニ届出ツベシ
- 第十六條 常ニ機械器具其ノ他ノ設備資材及貸與品、給與品等ノ取扱ニ意ヲ用ヒ亡失毀損セザル様留意スベシ
- 第十七條 貸與品、給與品等ハ服務以外ニ於テ之ヲ使用シ若ハ他人ニ貸與スルガ如キコトアルベカラズ
- 第十八條 機械器具其ノ他ノ設備資材ハ職務ヲ以テスル場合ノ外之ヲ使用スベカラズ
- 第十九條 機械器具ヲ使用シタルトキハ格納前必ズ手入ヲ爲スベシ
- 第二十條 唧筒ハ毎月一回以上手入及調整ヲ施シ動力唧筒ニ在リテハ毎月一回以上放水試験ヲ行フベシ
- 第二十一條 服務ニ當リテハ警察、消防ノ補助機關タルニ鑑ミ各與ヘラレタル任務ノ範圍程度ヲ超エザル様常ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ苟モ他人ノ指揮ヲ招クガ如キ言動ナキヲ期スベシ
- 第二十二條 常ニ懇切丁寧ヲ旨トシ假令法令ニ違反スル者アルモ獨斷ノ措置ヲ爲スコトナク時機ヲ失セズ直ニ警察官吏又ハ消防官吏ニ申告シ其ノ指揮ヲ受クベシ

第二十三條 舉動不審ナル者ヲ發見シタルトキハ直接誰何、不審訊問ヲ爲シ其ノ他自由ヲ制限スルガ如キ舉ニ出ヅルコトナク嚴ニ監視ヲ繼續シ時機ヲ失セズ速ニ警察官吏ニ申告シ其ノ指揮ヲ受クベシ

第二十四條 服務ノ際ハ制規ノ服裝ヲ爲シ員團手帳ヲ携帯スベシ

第二十五條 出動ニ際シテハ水火災防禦ノ爲ニ用フル器材又ハ所定ノ器具ヲ除クノ外兇器其ノ他危険ノ虞アル物件ヲ携行スベカラズ

第二十六條 現場或ハ所定ノ場所ニ出動シタルトキハ直ニ所屬班長、班長在ラザルトキハ其ノ他ノ幹部ニ自己ノ職氏名ヲ報告スベシ

第二十七條 勤務中ハ功ヲ争ヒ又ハ濫リニ持場ヲ離ルルガ如キ行爲アルベカラズ

第二十八條 職務ニ從事中ハ飲酒若ハ喫煙スベカラズ

第二十九條 出動シタルトキハ警察官吏又ハ消防官吏若ハ其ノ代理者ノ點檢ヲ受クルニ非ザレバ濫リニ解散スベカラズ

第三十條 勤務ノ交代ハ總テ面交代トシ其ノ間任務ノ遂行ヲ中絶スルコトアルベカラズ但シ狀況ニ依リ面交代ヲ行ヒ得ザルトキハ團長ノ指示スル所ニ依ルベシ

第三十一條 所屬區域内ニ水火災、空襲其ノ他變災アリタル場合ハ別命ヲ待ツコトナク直ニ出動服務スベシ但シ區域外ノ場合ニ在リテハ應援命令アルノ外出動スベカラズ

第三十二條 發災其ノ他緊急ノ理由ニ依リ出動命令ヲ受ケタルトキハ最モ迅速ナル方法ニ依リ指定ノ場所ニ參集スベシ

第三十三條 發災ヲ自ラ覺知シ現場ニ參着シタルトキハ災害擴大ヲ防止スルト共ニ直ニ關係官署ニ申告シ其ノ到着後ハ之ガ指揮ヲ受ケ活動スベシ

第三十四條 警防ノ爲ト雖モ警察署長ノ指揮命令ヲ受クルノ外獨斷ヲ以テ他人ノ土地、建造物其ノ他ノ物件ヲ使用處分シ又ハ其ノ使用ヲ制限スベカラズ

第三十五條 災害甚シク狀況混亂ニ陥リタル場合ニ在リテモ愈々沈着冷靜ヲ持シ苟モ昂奮ノ渦ニ捲レ過激粗暴ノ舉ニ出ヅルガ如キコトナキ様嚴ニ自戒スベシ

第三十六條 災害擴大シ慘烈其ノ極ニ達スルト雖モ自ラノ重責ニ省ミ毅然トシテ其ノ任ニ當リ克ク上長ノ指揮ニ從ヒ其ノ任務ヲ全フスベシ

第三十七條 變災、空襲其ノ他非常有事ニ臨ミテハ無稽ノ流言屢々人心ヲ惑亂シテ社會不安ヲ醸成シ治安ヲ紊スノ虞アルヲ以テ團員ハ之ガ防壓ニ努ムルト共ニ他面自己ノ言動ヲ慎ミ輕忽ノ間之ガ因ヲ爲スガ如キコトナキ様嚴ニ戒心スベシ

○戰時災害保護

戰時災害保護法

(昭和十七年二月二十五日
法律第七十一號)

第一章 總 則

第一條 戰時災害ニ因リ危害ヲ受ケタル者竝ニ其ノ家族及遺族ニシテ帝國臣民タルモノハ本法ニ依リ之ヲ保護ス

第二條 本法ニ於テ戰時災害ト稱スルハ戰爭ノ際ニ於ケル戰鬪行爲ニ因ル災害及之ニ起因シテ生ズル災害ヲ謂フ

第三條 保護ハ救助、扶助及給與金ノ支給ノ三種トス

第四條 保護ハ保護ヲ受クベキ者ノ住所(救助ニ付テハ現在地)ヲ管轄スル地方長官之ヲ行フ

第二章 救 助

第五條 救助ハ戰時災害ニ罹リ現ニ應急救助ヲ必要トスル者ニ對シ之ヲ爲ス

第六條 救助ノ種類左ノ如シ

一 收容施設ノ供與

二 焚出其ノ他ニ依ル食品ノ給與

三 被服、寢具其ノ他生活必需品ノ給與及貸與

四 醫療及助産

五 學用品ノ給與

六 埋 葬

七 前各號ニ掲グルモノノ外地方長官ニ於テ必要ト認ムルモノ

救助ハ地方長官ニ於テ必要アリト認メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ要救助者(埋葬ニ付テハ埋葬ヲ行フ者)ニ對シ金錢ヲ給シテ之ヲ爲スコトヲ得

救助ノ程度、方法及期間ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 地方長官ハ勅令ヲ以テ定ムル者ヲシテ救助ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第八條 地方長官ハ要救助者ヲシテ救助ノ實施ニ協力セシムルコトヲ得

第九條 救助ヲ行フ爲テ必要アリト認ムルトキハ地方長官ハ一時勅令ヲ以テ定ムル施設ヲ管理シ、土地、家屋若ハ物資ヲ使用シ、勅令ヲ以テ定ムル者ヲシテ物資ヲ保管セシメ又ハ物資ヲ收用スルコトヲ得

第十條 前條ノ規定ニ依リ管理、使用若ハ收用シ又ハ保管セシムル準備ノ爲必要アルトキハ地方長官ハ當該官吏ヲシテ施設、土地、家屋、物資ノ所在スル場所又ハ物資ヲ保管セシムル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得

地方長官ハ前條ノ規定ニ依リ物資ヲ保管セシメタル者ヨリ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲ

シテ當該物資ノ所在スル場所ニ立入り検査セシムルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ施設、土地、家屋又ハ場所ノ管理者ニ
通知スベシ

當該官吏第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ立入ル場合ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベシ

第十四條第一項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズルモノノ第一項及第二項ニ規定スル職權ノ委
任ヲ受ケタルトキハ第一項、第二項及前項中當該官吏トアルハ當該吏員トス

第十一條 第七條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其
ノ實費ヲ辨償ス

第十二條 第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ從事又ハ協力スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、
疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給ス

第十三條 第九條ノ規定ニ依リ施設ヲ管理シ、土地、家屋若ハ物資ヲ使用シ、物資ヲ保管セシメ
又ハ物資ヲ收用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ノ額ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケ
タル日ヨリ六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ定ムル救助ニ關スル職權ノ一部ヲ市町村長又
ハ之ニ準ズルモノニ委任スルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ依リ地方長官ガ市
町村長又ハ之ニ準ズルモノニ委任シタル第七條乃至第十條ノ規定ニ依ル職權ニ基キテ爲ス處分

ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長又ハ之ニ準ズルモノガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 地方長官ハ救助ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣、市町村又
ハ之ニ準ズルモノヲシテ救助ニ要スル費用ヲ一時繰替支辨セシムルコトヲ得

第三章 扶 助

第十六條

扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ當該ノ傷痍、疾病、身體障害又ハ死亡ノ爲生
活スルコト困難トナリタルモノニ對シ之ヲ爲ス、但シ傷痍、疾病又ハ死亡ガ其ノ者又ハ扶助ヲ

受クベキ者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因レルモノナルトキハ扶助ヲ爲サザルコトヲ得

一 戰時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者

二 戰時災害ニ因ル傷痍又ハ疾病ノ治癒シタル場合ニ於テ仍身體ニ著シキ障害ヲ存スル者

三 前二號ニ掲グル者ノ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻ト同様ノ關係ニ在ル者ヲ含ム以
下同ジ）若ハ直系卑屬ニシテ前二號ニ掲グル者ト同一ノ家若ハ世帯ニ在ル者又ハ前二號ニ

掲グル者ノ直系尊屬ニシテ前二號ニ掲グル者ガ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル時ヨリ引續
キ同一ノ家若ハ世帯ニ在ルモノ

四 戰時災害ニ因リ死亡シタル者ノ配偶者若ハ直系卑屬ニシテ戰時災害ニ因リ死亡シタル者ノ

死亡ノ時之ト同一ノ家若ハ世帯ニ在リ且引續キ其ノ家若ハ世帯ニ在ルモノ又ハ戰時災害ニ

因リ死亡シタル者ノ直系尊屬ニシテ戰時災害ニ因リ死亡シタル者ノ戰時災害ニ罹リタル時

之ト同一ノ家若ハ世帯ニ在リ且引續キ其ノ家若ハ世帯ニ在ルモノ

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ受クベキ者本法ニ依リ救助ヲ受クルトキハ救助ヲ受クル

ノ間其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ
扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十七條 扶助ノ種類左ノ如シ

- 一 生活扶助
- 二 療養扶助
- 三 出產扶助
- 四 生業扶助

第十八條 扶助ハ戰時災害ニ因リ危害ヲ受ケタル時ヨリ勅令ヲ以テ定ムル期間ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サズ

扶助ノ程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得

第二十條 扶助ヲ受クル者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第二十一條 扶助ヲ受ケ又ハ受クベキ者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スルトキハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サザルコトヲ得

- 一 正當ノ理由ナクシテ扶助ニ關シ地方長官ノ爲ス指示ニ從ハザルトキ

二 正當ノ理由ナクシテ扶助ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキ

三 素行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠惰ナルトキ

第四章 給與金ノ支給

第二十二條 戰時災害ニ因リ死亡シタル者アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ遺族ニ對シ給與金ヲ給ス戰時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲身體ニ著シキ障害ヲ存スル者アルトキ其ノ者ニ對シ亦同ジ

第二十三條 戰時災害ニ因リ住宅(水上生活者ノ居住ノ用ニ供スル舟ヲ含ム)又ハ家財ノ滅失又ハ毀損アリタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ所有者ニ對シ給與金ヲ給ス

第二十四條 業務ノ性質上戰時災害ニ因ル危害ヲ顧ミルコト能ハズシテ業務ニ從事スルコトヲ要スル者當該業務ニ從事中戰時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ニ對シ給與金ヲ給ス此ノ場合ニ於テハ第二十二條ノ給與金ハ之ヲ給セズ

前項ノ業務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 正當ノ理由ナクシテ給與金ノ支給ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキハ其ノ者ニ對シ給與金ヲ給セザルコトヲ得

第五章 雜則

第二十六條 本法ニ依ル保護ハ他ノ法令ノ適用ニ付テハ貧困ノ爲ニスル公費ノ救助又ハ扶助ニ非ザルモノトス

第二十七條 本法ニ依リ給與ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ
 第二十八條 本法ニ依ル給與金品ハ既ニ給與ヲ受ケタルト否トニ拘ラズ之ヲ差押フルコトヲ得ズ
 第二十九條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六章 罰 則

第三十條 第七條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十一條 詐偽其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ保護ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十二條 第十條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ當該吏員ノ立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

戰時災害保護法施行令

(昭和十七年四月二十八日勅令第四百五十五號)
 (昭和十七年第六百二十九號改正)

第一條 市町村長又ハ之ニ準ズルモノハ戰時災害保護法(以下法ト稱ス)ニ依ル保護ニ關シ地方長官ヲ補助スベシ

第二條 法第七條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 醫師、齒科醫師及藥劑師
 - 二 保健婦、助産婦及看護婦
 - 三 建築技術者
 - 四 家屋大工、左官及鳶職
 - 五 前各號ニ掲グル者ノ外厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムル者
- 第三條 法第九條ノ規定ニ依リ管理スルコトヲ得ル施設ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 旅館
 - 二 料理屋及飲食店
 - 三 病院、診療所及産院
 - 四 前各號ニ掲グルモノノ外厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムル施設
- 第四條 法第九條ノ規定ニ依リ物資ヲ保管セシムルコトヲ得ル者ハ救助ニ必要ナル物資ノ生産、配給又ハ保管ヲ業トスル者トス
- 第五條 法第十一條ノ規定ニ依ル實費辨償ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム
- 第六條 法第十二條ノ扶助金ハ療養扶助金、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金及葬祭扶助金ノ五種トシ左ノ區別ニ從ヒ別表第一ニ依リ之ヲ給ス

- 一 療養扶助金ハ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニシテ官公費ノ治療ヲ受ケザル者ニ之ヲ給ス
 - 二 障害扶助金ハ傷痍又ハ疾病ノ治癒シタル時ニ於テ仍身體ニ著シキ障害ヲ存スル者ニ之ヲ給ス
 - 三 打切扶助金ハ療養ノ期間一年ヲ經過スルモ傷痍又ハ疾病ノ治癒セザル者ニ之ヲ給ス
 - 四 遺族扶助金ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス
 - 五 葬祭扶助金ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ之ヲ給ス葬祭ヲ行フ遺族ナキ場合ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ供スルコトヲ得
- 打切扶助金ヲ供スベキトキハ以後前項ノ規定ニ依ル他ノ扶助金ハ之ヲ給セズ
 救助ノ實施ニ從事又ハ協力スル者重大ナル過失ニ因リ傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ障害扶助金又ハ遺族扶助金ハ之ヲ給セザルコトヲ得
- 第七條 法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ法第九條ノ規定ニ依ル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス
 - 第八條 扶助ヲ爲ス期間ハ十年トス、但シ地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ此ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
 - 第九條 法第二十二條ノ給與金ハ障害給與金及遺族給與金ノ二種トシ左ノ區別ニ從ヒ別表第二ニ依リ之ヲ給ス但シ傷痍、疾病又ハ死亡ガ其ノ者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因レルモノナルトキハ之ヲ給セザルコトヲ得

- 一 障害給與金ハ戰時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ一年以内ニ其ノ傷痍又ハ疾病ノ治癒シタル場合又ハ治癒セザルモ一年ヲ經過シタル場合ニ於テ仍身體ニ著シキ障害ヲ存スル者ニ之ヲ給ス
 - 二 遺族給與金ハ戰時災害ニ因リ死亡シタル者又ハ戰時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ一年以内ニ之ガ爲死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス
- 命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ前項ノ給與金ノ全部又ハ一部ハ之ヲ給セズ
- 第十條 法第二十三條ノ給與金ハ住宅（水上生活者ノ居住ノ用ニ供スル舟ヲ含ム以下同ジ）ニ付テハ年千五百圓以内、家財ニ付テハ五百圓以内ニ於テ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ所有者ニ之ヲ給ス但シ所有者ニ於テ住宅又ハ家財ノ滅失又ハ毀損ニ付之ガ豫防又ハ防止ヲ怠リタル場合ハ之ヲ給セザルコトヲ得
 - 前項ノ給與金ヲ受クベキ所有者死亡シタルトキハ給與金ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス
 - 命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ第一項ノ給與金ノ全部又ハ一部ハ之ヲ給セズ
 - 第十一條 法第二十四條ノ給與金ハ療養給與金、障害給與金、打切給與金、遺族給與金及葬祭給與金ノ五種トシ第六條第一項第一號乃至第五號ニ定ムル各種扶助金支給ノ區別ニ從ヒ別表第三ニ依リ之ヲ給ス
 - 第六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ給與金ノ支給ニ之ヲ準用ス
 - 命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ第一項ノ給與金全部又ハ一部ハ之ヲ給セズ
 - 第十二條 法第二十四條第一項ノ業務ハ通信又ハ運輸ノ業務其ノ他ノ業務ニ付厚生大臣關係大臣

ト協議シテ之ヲ定ム

二〇二

第十三條 第六條第一項ノ障害扶助金若ハ打切扶助金、第九條第一項ノ障害給與金又ハ第十一條第一項ノ障害給與金若ハ打切給與金ハ第六條第一項、第九條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ傷痍疾病ノ程度、身體障害ノ輕重等ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第十四條 第六條第一項ノ障害扶助金又ハ第十一條第一項ノ障害給與金ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ者ガ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ起算シ三年以内ニ當該傷痍疾病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ障害扶助金又ハ障害給與金ノ額ハ新ニ之ヲ定メ既ニ給シタル障害扶助金又ハ障害給與金ノ金額ヲ控除シテ之ヲ給ス

第十五條 本令ニ於テ遺族トハ本人ノ配偶者、子、孫、父、母、祖父、祖母及兄弟、姉妹ニシテ本人死亡ノ時之ト同一ノ家ニ在リ且引續キ其ノ家ニ在ルモノ（第十條第二項ノ遺族ニ付テハ本人死亡ノトキ之ト同一ノ家及世帯ニ在リ且引續キ其ノ家及世帯ニ在ルモノ）ヲ謂フ

本人死亡後二年以内ニ昭和十五年法律第四號（委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律）ノ適用ヲ受ケ本人死亡ノトキ之ト同一ノ家ニ在ルコトト爲ルニ至リタル者ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ本人死亡ノ時之ト同一ノ家ニ在ル者ト看做ス

本人死亡後分家シタル遺族又ハ分家シタル遺族ニ從ヒ其ノ家ニ入りタル遺族ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ引續キ其ノ家ニ在ルモノト看做ス但シ第十條第二項ノ遺族ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

届出ヲ爲サルモ事實上婚姻ト同様ノ關係ニ在ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ本人死亡ノ

時之ト同一ノ家ニ在リ且引續キ其ノ家ニ在ル配偶者ト看做ス

本人死亡ノ時胎兒タル子又ハ孫出生シタルトキハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ本人死亡ノ時之ト同一ノ家及世帯ニ在リタルモノト看做ス

第十六條 第六條第一項ノ遺族扶助金（以下遺族扶助金ト稱ス）、第九條第一項若ハ第十一條第一項ノ遺族給與金（以下遺族給與金ト稱ス）又ハ法第二十三條ノ給與金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順序ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子又ハ孫數人アルトキハ本人ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準ジ之ヲ定ム

父母及祖父母ニ付テハ養方ヲ先ニシ實方ヲ後ニス

兄弟姉妹ニ遺族扶助金又ハ遺族給與金ヲ給スルハ其ノ者ガ未成年又ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限り前條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ニ遺族扶助金又ハ遺族給與金ヲ給スルハ既ニ之ヲ受ケタル者ナキ場合ニ限ル

第十七條 遺族扶助金、遺族給與金又ハ法第二十三條ノ給與金ヲ給スベキ順位ニ在ル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ此等ノ給與金ハ其ノ次順位ニ在ル者ニ之ヲ給ス

一 死亡シタルトキ

二 所在不明ナルトキ

三 分家ノ場合ヲ除クノ外同一ノ家ニ在ラザルニ至リタルトキ（法第二十三條ノ給與金ニ付テハ同一ノ家及世帯ニ在ラザルニ至リタルトキ）

二〇三

第十八條 法第十二條ノ扶助金又ハ法第二十二條乃至第二十四條ノ給與金ヲ受クベキ者ガ扶助金
 又ハ給與金ヲ受クベキ事由ノ生ジタル日ヨリ起算シ二年以内ニ申請ヲ爲サザルトキハ當該ノ扶
 助金又ハ給與金ハ之ヲ給セズ

附 則

本令ハ戰時災害保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表第一)

種	療	養	扶	助	金	實	金	別	種	障害扶助金	
										終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ
打	切	扶	助	金	一、五〇〇圓	費	一、〇〇〇圓	別	種	其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	七〇〇圓
										終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	一、五〇〇圓
遺	族	扶	助	金	一、〇〇〇圓	費	一、〇〇〇圓	別	種	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ	五〇〇圓
										其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	三五〇圓
葬	祭	扶	助	金	一、〇〇圓	費	一、〇〇圓	別	種	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ	七〇〇圓
										其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	三五〇圓

(別表第二)

種	療	養	給	與	金	實	金	別	種	障害給與金	
										終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ
打	切	給	與	金	一、〇〇〇圓	費	一、〇〇〇圓	別	種	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ	七〇〇圓
										其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	三五〇圓
遺	族	給	與	金	五〇〇圓	費	五〇〇圓	別	種	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ	五〇〇圓
										其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	三五〇圓

(別表第三)

種	療	養	給	與	金	實	金	別	種	障害給與金	
										終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ
打	切	給	與	金	一、〇〇〇圓	費	一、〇〇〇圓	別	種	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ	七〇〇圓
										其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	五〇〇圓
遺	族	給	與	金	七〇〇圓	費	七〇〇圓	別	種	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ	七〇〇圓
										其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	五〇〇圓
葬	祭	給	與	金	七〇〇圓	費	七〇〇圓	別	種	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ	七〇〇圓
										其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	五〇〇圓

戰時災害保護法施行規則

(昭和十七年四月三十日 昭和十七年七月十七日
厚生省令第二十六號 厚生省令第三十七號改正)

二〇六

第一條 戰時災害保護法(以下法ト稱ス)第六條ノ收容施設ノ供與ハ避難所ヲ設置シ又ハ假設住宅ヲ貸與スルコトニ依リ、學用品ノ給與ハ兒童ノ就學ノ爲必要ナル教科書又ハ文房具ヲ給與スルコトニ依リ之ヲ行フ

第二條 救助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第三條 救助ヲ爲スベキ期間ハ二月(假設住宅ノ貸與ニ付テハ六月)以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ此ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第四條 法第七條ノ規定ニ依ル命令ハ從事令書ノ交付ヲ以テ之ヲ行フ

從事令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 命令ヲ受クベキ者ノ氏名、職業、出生ノ年月日及居住ノ場所
- 二 從事スベキ救助業務
- 三 從事スベキ場所及期間
- 四 出頭スベキ日時及場所
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

從事令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ依リ救助ノ實施ニ從事スルコト能ハザル場合ハ直ニ事由ヲ具シ地方長官ニ其ノ旨届出ツベシ

前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ地方長官救助ノ實施ニ從事セシムルコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ第一項ノ命令ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ從事取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第五條 法第九條ノ規定ニ依リ施設ヲ管理シ、土地、家屋若ハ物資ヲ使用シ、物資ヲ保管セシメ又ハ物資ヲ收容スル場合ニ於テハ公用令書ヲ交付シテ之ヲ爲スベシ

公用令書ハ當該ノ施設、土地、家屋又ハ物資ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ交付スベシ但シ所有者ニ交付スルコト困難ナル場合ニ於テハ權原ニ基キ其ノ施設、土地、家屋又ハ物資ヲ占有スル者ニ對シ之ヲ交付スルヲ以テ足ル

前項本文ノ場合ニ於テ所有者占有者ニ非ザルトキハ占有者ニ對シテモ公用令書ヲ交付スベシ
公用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 公用令書ノ交付ヲ受クベキ者ノ氏名
- 二 管理スベキ施設ノ名稱、種類及所在ノ場所並ニ管理ノ範圍及期間(土地又ハ家屋ノ使用ノ場合ニ在リテハ使用スベキ土地又ハ家屋ノ種類及所在ノ場所並ニ使用ノ範圍及期間、物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ保管セシムベキ場合ニ在リテハ物資ノ種類、數量及所在ノ場所並ニ使用若ハ保管ノ期間又ハ使用若ハ收用スベキ物資ノ引渡時期)
- 三 其ノ他必要ト認ムル事項

地方長官公用令書ヲ交付シタル後前項各號ニ掲グル事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク公用變更令書ヲ交付スベシ

地方長官公用令書ヲ交付シタル後管理、使用、收用又ハ保管ニ關スル處分ヲ必要トセザルニ至リタルトキハ遲滞ナク公用取消令書ヲ交付スベシ

第六條 使用又ハ收用スベキ物資ハ公用令書ニ記載シタル引渡時期ニ其ノ所在ノ場所ニ於テ之ヲ地方長官ニ引渡スベシ

地方長官ハ當該官吏ヲシテ使用又ハ收用スベキ物資ノ引渡ヲ受ケシムルモノトス

當該官吏引渡ヲ受ケタルトキハ受領調書ヲ作り引渡ヲ爲シタル所有者又ハ占有者ニ之ヲ交付スベシ

當該官吏前項ノ規定ニ依リ受領調書ヲ占有者ニ交付シタル場合ニ於テハ遲滞ナク所有者ニ其ノ贍本ヲ交付スベシ

第七條 法第十三條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ管理、使用又ハ保管ノ場合ニ在リテハ管理、使用又ハ保管ノ期間滿了ノ後、收用ノ場合ニ在リテハ收用在リタル後三月以内ニ補償請求ノ事由、補償請求額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載シタル損失補償請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ但シ管理、使用又ハ保管ノ場合ニ在リテハ管理、使用又ハ保管ノ期間一月ヲ經過スル毎ニ其ノ經過シタル期間ノ分ニ付直ニ損失補償請求書ヲ提出スルコトヲ得

損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ受領調書ノ交付ヲ受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫ヲモ添付スルコトヲ要ス

第八條 法第十四條第一項ノ規定ニ依リ委任スルコトヲ得ル地方長官ノ職權ハ救助ノ實施及法第七條乃至第十條ニ定ムルモノニ限ル

市町村長又ハ之ニ準ズルモノ地方長官ヨリ委任ヲ受ケ法第七條又ハ第九條ニ定ムル處分ヲ行フ場合ニ於テハ第四條乃至第六條中地方長官トアルハ市町村長又ハ之ニ準ズルモノトシ、第六條中當該官吏トアルハ當該吏員トス

第九條 法第十五條ノ規定ニ依リ一時繰替支辨セシムルコトヲ得ル費用ハ救助ノ實施ニ要スル費用及第四條ノ規定ニ依リ從事令書ノ交付ヲ受ケ出頭スベキ者ニシテ出頭ニ要スル旅費ノ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノノ出頭旅費(以下出頭旅費ト稱ス)トシ、一時繰替支辨セシムルコトヲ得ル市町村又ハ之ニ準ズルモノノ出頭旅費(以下出頭旅費ト稱ス)トシ、一時繰頭旅費ニ付テハ其ノ者ノ居住地)ノ市町村又ハ之ニ準ズルモノトス

市町村又ハ之ニ準ズルモノヲシテ救助ノ實施ニ要スル費用ヲ一時繰替支辨セシムルコトヲ得ルハ法第十四條第一項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズルモノニ委任シタル場合及道府縣ヲシテ一時繰替支辨セシムルコト能ハザル特別ノ事由アル場合ニ限ル

道府縣、市町村又ハ之ニ準ズルモノニ於テ救助ノ實施ニ要スル費用又ハ出頭旅費ヲ一時繰替支辨シタルトキハ證憑書類ヲ具シ地方長官ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

第十條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者若ハ親族其ノ他ノ緣故者又ハ其ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズルモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得

第十一條 扶助ノ方法左ノ如シ

- 一 生活扶助ハ金錢又ハ物品ヲ給與スルコトニ依リ之ヲ行フ
- 二 療養扶助ハ醫療ヲ爲スコトニ依リ之ヲ行フ
- 三 出產扶助ハ助産ヲ爲スコトニ依リ之ヲ行フ
- 四 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授クルコトニ依リ之ヲ行フ

地方長官扶助ヲ爲スニ當リ特ニ必要アリト認ムルトキハ扶助ヲ受クル者ヲ適當ナル施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託スルコトヲ得

本令ニ定ムルモノノ外扶助ノ方法ハ地方長官之ヲ定ム

第十二條

扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ前條第二項ノ規定ニ依ル收容ノ場合ヲ除キ生活扶助ニ付テハ一人一日三十錢以内、出產扶助ニ付テハ十二圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ此ノ金額ヲ増加スルコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第十三條

法第十九條ノ規定ニ依リ埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ハ十二圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ此ノ金額ヲ増加スルコトヲ得

扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ扶助ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ

埋葬ヲ行フベシ

第十四條

戰時災害保護法施行令(以下令ト稱ス)第九條第二項ノ規定ニ依リ給與金ノ全部ヲ給セザル場合左ノ如シ

- 一 恩給法ニ依ル公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ宮内省恩給令ニ依ル宮内職員戰時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ其ノ傷痍、疾病又ハ死亡ガ戰鬪又ハ戰鬪ニ準ズベキ公務ニ因ルモノトシテ恩給法又ハ宮内省恩給令ニ依ル増加恩給、傷病年金、扶助料又ハ一時扶助料ヲ給セラルベキトキ
- 二 軍人、軍屬囑託者又ハ工員昭和十七年一月陸軍省告示第二號死者特別賜金賜與規程又ハ昭和十七年二月海軍省告示第四號死者特別賜金賜與規程ニ依ル特別賜金ヲ給セラルベキトキ
- 三 被徵用船員戰時海運管理令ニ依ル一時金ヲ給セラルベキトキ
- 四 防空従事者扶助令ニ依ル障害扶助金打切扶助金又ハ遺族扶助金ヲ給セラルベキトキ
- 五 戰時災害ニ因リ死亡シタル者又ハ給與金ヲ受クベキ者ノ所得ニ付所得税法第三十條ノ規定ニ依リ算出シタル總所得ガ七千圓ヲ超ユルトキ又ハ同條第一項第七號ノ所得以外ノ所得ノ合計額ガ三千圓ヲ超ユルトキ但シ本號後段ノ場合ニ於テ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニシテ總所得七千圓以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

市町村長若ハ之ニ準ズルモノ又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ヨリ防空

従事者扶助令ニ依ル扶助金ヲ給セラルベキ防空従事者ニ付テハ前項第四號及第五號ノ規定ニ拘ラズ給與金ヲ給ス

第十五條 法第二十三條ノ給與金ノ額ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 住宅ニ付テハ其ノ住宅ガ家屋臺帳ニ登録セラレタルモノナルトキハ其ノ賃賃價格（家屋臺帳ニ登録セラレザル住宅ニ付テハ類似ノ住宅ノ家屋臺帳ニ登録セラレタル賃賃價格ニ比準シ其ノ住宅ノ情況ニ應ジテ定メタル賃賃價格）ニ左ノ數ヲ乗ジタル額トス

市ニ所在スル住宅 六
町ニ所在スル住宅 十
其ノ他 二十

二 水上生活者ノ居住ノ用ニ供スル舟ニ付テハ其ノ價格ノ二分ノ一トス

三 家財ニ付テハ世帯毎ニ其ノ世帯ニ屬スル者ノ數ニ依リ左ノ割合ヲ以テ計算シタル額以內ニ於テ地方長官ノ定ムル額トス

成年者 一人 二百圓
十五歳以上一人 百圓
六歳以上一人 七十圓
六歳未満一人 五十圓

四 毀損ノ場合ニ於テハ其ノ毀損ノ程度ニ應ジ前各號ノ金額ヲ算出ス但シ毀損ノ程度ガ三分ノ

一ニ滿タザルトキハ給與金ハ之ヲ給セズ

第十六條 令第十條第三項ノ規定ニ依リ給與金ノ全部ヲ給セザル場合左ノ如シ

一 戰時災害ニ因リ滅失若ハ毀損シタル住宅（水上生活者ノ居住ノ用ニ供スル舟ヲ含ム以下同

ジ）若ハ家財ノ所有者又ハ其ノ遺族ニシテ給與金ヲ受クベキモノノ所得ニ付所得稅法第三十條ノ規定ニ依リ算出シタル總所得ガ七千圓ヲ超ユルトキ又ハ同條第一項第七號ノ所得以外ノ所得ノ合計額ガ三千圓ヲ超ユルトキ但シ本號後段ノ場合ニ於テ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニシテ總所得七千圓以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 戰爭保險臨時措置法ニ依ル保險金ノ支拂ヲ受クベキトキ但シ其ノ額ガ給與金ノ額ヨリ少額ナルトキハ其ノ差額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

三 住宅ニ付テハ所有者又ハ其ノ家族ガ其ノ住宅ニ居住セザルトキ

第十七條 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ給與金ノ全部ヲ給セザル場合ハ第十四條第一項第一號乃至第三號ニ掲グル場合トス

第十八條 法第二十二條又ハ第二十四條ノ給與金ヲ受クベキモノ同一ノ原因ニ付他ノ法令ニ依ル扶助、給付又ハ給與ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ扶助、給付又ハ給與ガ法第二十二條又ハ第二十四條ノ給與金ト同種ノモノナルトキハ法第二十二條又ハ第二十四條ノ給與金ノ一部ハ之ヲ給セズ前項ノ他ノ法令ニ依ル扶助、給付又ハ給與ニシテ法第二十二條又ハ第二十四條ノ給與金ト同種ノモノ並ニ前項ノ規定ニ依リ減額支給スベキ法第二十二條及第二十四條ノ給與金ノ額ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十九條 戰時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ若ハ死亡シタルトキ又ハ住宅若ハ家財ノ滅失

若ハ毀損アリタルトキハ危害ヲ受ケタル者又ハ其ノ遺族ハ危害ヲ受ケタル日ヨリ一月以内ニ危害ヲ受ケタル地ノ市町村長又ハ之ニ準ズルモノヲ經由シ其ノ危害ニ付地方長官ニ證明書ノ交付ヲ申請スベシ

附 則

本令ハ戰時災害保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前戰時災害ニ因リ危害ヲ受ケタル者アルトキハ第十九條ノ規定ニ依リ届出ヅベキ期間ハ本令施行後一月以内トス
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ本令施行前戰時災害ニ因リ危害ヲ受ケタル者ニ付テモ之ヲ適用ス

戰時災害保護法施行細則

(昭和十七年八月二十七日 昭十七年十月九日)
京都府令第七十號 京都府令第八十三號改正

第一章 總 則

第一條 戰時災害ニ因リ危害ヲ受ケタル者アルトキハ市町村長ハ直ニ其ノ狀況ヲ知事ニ報告スベシ

第二章 救 助

第二條 戰時災害保護法(以下法ト稱ス)第五條ノ規定ニ依ル救助(焚出ヲ除ク)ヲ受ケントスル者ハ別記様式第一號ニ依リ救助地市町村長ヲ經由シ知事ニ願出ヅベシ 但シ救助ヲ受ケントスル者一世帯二人以上アルトキハ世帯主又ハ之ニ代ルベキ者ヨリ願出ヅベシ

市町村長前項ノ願出ヲ受ケタルトキハ所要事項ヲ記載シ知事ニ進達スベシ
市町村長必要アリト認ムルトキハ本人ニ代リ第一項ノ願出ヲ爲スコトヲ得

第三條 救助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ニ依ル

- 一 避難所ノ設置 實 費
- 二 假設住宅建設 一戸ニ付三百五十圓以内
- 三 焚出其ノ他ニ依ル食品ノ給與 一人一日四十五錢以内
- 四 被服又ハ寢具ノ給與又ハ貸與 被 服 一人ニ付 春、秋 期 七圓以内
冬 期 十圓以内
夏 期 四圓以内
- 五 寢 具 一人ニ付 二十圓以内
- 六 前號ニ掲グルモノノ外食器、炊事用品、下駄、傘、紙、手拭等生活必需品ノ給與一人ニ付 十圓以内、一世帯ニ付三十圓以内
- 七 醫療又ハ助産 實 費
- 八 學用品ノ給與 實 費
- 九 教科書 二圓五十錢以内
- 十 文房具一人ニ付 一人ニ付 十二圓以内
- 十一 埋 葬 一人ニ付 十二圓以内
- 十二 救助ノ爲必要ナル人夫賃、運搬費等 實費
- 十三 必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ限度ヲ超ヘ實費ヲ支出スルコトヲ得

第四條 市町村長必要アリト認ムルトキハ直ニ救助ヲ爲スベシ但シ假設住宅ノ建設又ハ被服若ハ寢具ヲ給與セントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
避難所ノ開設、焚出其ノ他ニ依ル食品ノ給與期間ハ十日以内トス但シ罹災者ノ狀況ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

市町村長金錢ヲ給シテ救助ヲ爲サントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ

第五條 京都市長及東舞鶴市長ハ救助ニ付特ニ必要アリト認ムルトキハ法第七條乃至法第十條ニ定ムル職權ノ行使ヲ爲スコトヲ得但シ法第九條ノ規定ニ依リ物資ヲ保管セシメ又ハ災害前之ヲ收用セントスルトキハ保管又ハ收用ヲ必要トスル理由、品名、數量及保管ニ付テハ保管セシムル者、收用ニ付テハ物資ノ所有者又ハ權原ニ基キ當該物資ヲ占有スル者(以下占有者ト稱ス)ノ住所及氏名ヲ具シ知事ノ承認ヲ受クベシ其ノ變更、取消ニ付亦同ジ

第六條 市町村長第四條ノ規定ニ依リ救助ヲ爲シタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ職權ノ行使ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ狀況ヲ知事ニ報告スベシ

第七條 戰時災害保護法施行規則(以下規則ト稱ス)第四條ノ從事令書及從事取消令書ハ別記様式第二號ニ依ル

從事令書ヲ交付シタルトキハ別記様式第三號ニ依ル救助從事者臺帳ニ登録シ從事取消令書ヲ交付シタルトキハ事由ヲ記載シ之ヲ抹消スルモノトス

第八條 從事令書又ハ從事取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ受領證ニ受領ノ年月日ヲ記入捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第九條 從事令書ヲ受ケタル者ハ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ吏員ニ從事令書ヲ提示スベシ

第十條 規則第四條第三項ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

一 傷痍疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書、診斷書ヲ得難キ場合ハ警察官吏ノ證明書

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ市町村長、警察官吏、船長又ハ驛長ノ證明書

第十一條 法第八條ノ規定ニ依リ要救助者ヲシテ救助ノ實施ニ協力セシメタルトキハ別記様式第四號ニ依ル救助協力者臺帳ニ登録スルモノトス

第十二條 規則第五條ノ公用令書、公用變更令書及公用取消令書ハ別記様式第五號ニ依ル
公用令書ヲ交付シタルトキハ別記様式第六號ニ依ル強制物權臺帳ニ登録シ公用變更令書又ハ公用取消令書ヲ交付シタルトキハ事由ヲ記載シ之ヲ訂正又ハ抹消スルモノトス

第十三條 公用令書、公用變更令書又ハ公用取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ受領證ニ受領ノ年月日ヲ記入捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十四條 當該官吏又ハ吏員規則第六條第三項ノ規定ニ依リ受領調書ヲ作成スル場合ニ於テハ當該物資ノ所有者又ハ占有者ヲシテ立會ハシムベシ但シ已ムヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 受領調書ニハ左ノ事項ヲ記載シ二通作成ノ上當該官吏又ハ吏員及立會ヒタル所有者又ハ占有者記名捺印スベシ

- 一 受領官公衛名
 - 二 受領シタル物資ノ名稱、種類及數量
 - 三 受領年月日
 - 四 受領シタル場所
 - 五 受領調書ヲ作成シタル年月日
 - 六 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第十六條 法第十條第四項ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ヲシテ立入検査ニ付携帶セシムベキ證票ハ別記様式第七號ニ依ル
- 第十七條 法第十一條ノ規定ニ依ル實費辨償ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス
- 一 日當ハ救助ノ實施ニ從事シタル日數ニ應ジ左ノ區分ニ依リ之ヲ給ス
 - 醫師、齒科醫師及藥劑師 一日十圓以内
 - 保健婦及助産婦 一日二圓五十錢以内
 - 看護婦 一日一圓八十錢以内
 - 建築技術者 一日八圓以内
 - 家屋大工 一日四圓以内
 - 左官 一日四圓以内
 - 職官 一日三圓五十錢以内
 - 二 旅費ハ實費トシ之ガ支給ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十八條 前條ノ實費辨償ヲ受ケントスル者ハ別記様式第八號ニ依ル請求書ヲ救助ノ實施ニ從事

- シタル地ノ市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ
- 市町村長前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ審査ノ上意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ
- 第十九條 法第七條又ハ法第八條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ從事又ハ協力スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ第七條第二項ノ救助從事者臺帳又ハ第十一條ノ救助協力者臺帳ニ所要事項ヲ記入シ本人又ハ其ノ遺族ニ別記様式第九號ニ依ル證明書ヲ交付スルモノトス
- 第二十條 法第十二條ノ規定ニ依リ給スベキ扶助金ハ別ニ定ムル區分ニ依ル
- 第二十一條 法第十二條ノ扶助金ヲ受ケントスル者ハ別記様式第十號ニ依ル扶助金支給申請書ヲ救助ノ實施ニ從事シタル地ノ市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ
- 前項ノ申請書ニハ第十九條ノ證明書ノ他左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 療養扶助金支給申請書ニハ診療擔當醫ノ作成セル診斷書及正當債主ノ療養費領收書
 - 二 障害扶助金支給申請書ニハ傷痍疾病ノ治愈シタルトキニ於テ診療擔當醫ノ作成セル身體障害ノ程度及療養開始以來ノ經過ヲ詳記シタル診斷書
 - 三 打切扶助金支給申請書ニハ傷痍疾病ニ罹リタルトキヨリ一年ヲ經過シタルトキニ於テ診療擔當醫ノ作成セル身體障害ノ程度及療養開始以來ノ經過ヲ詳記シタル診斷書
 - 四 遺族扶助金又ハ葬祭扶助金ノ支給申請書ニハ死亡診斷書又ハ之ニ代ルベキ證明書、戶籍謄本及戰時災害保護法施行令(以下令ト稱ス)第六條第一項第五號後段、令第十五條第四項、令第十六條第四項又ハ令第十七條ニ該當スルモノヨリ申請スル場合ニハ其ノ事實ノ證明書

市町村長第一項ノ申請書ヲ受ケタルトキハ審査ノ上意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ
扶助金ヲ支給シタルトキハ第十九條ノ證明書所要欄ニ扶助金ノ種類、金額、支給年月日、支給
官廳名ヲ記入證印シ市町村長ヲ經テ申請者ニ返付スルモノトス

第二十二條 規則第七條ノ規定ニ依ル損失補償請求書ハ管理使用、收用又ハ保管ノ目的タル施
設、土地、家屋若ハ物資ノ所在地市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

市町村長前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ審査ノ上意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ
第二十三條 市町村長必要アリト認ムルトキハ規則第九條ノ規定ニ依ル救助費又ハ出頭旅費ニ付
一時繰替支辨ヲ爲スベシ

前項旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徵シ從事令書裏面ニ支辨ヲ爲シタル市町村
名、年月日及金額ヲ記載證印シ返付スベシ

第二十四條 市町村長前條ニ依リ繰替支辨ヲ爲シタル場合ハ別記様式第十一號ニ依ル計算書及證
憑書類ヲ添附シ知事ニ拂戻ヲ請求スベシ

第三章 扶助

第二十五條 法第十六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケントスル者ハ別記様式第十二號ニ依リ第十九條
又ハ規則第十九條ノ證明書ヲ添附シ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ願出ヅベシ但シ扶助ヲ受ケ
ントスル者一世帯二人以上アルトキハ世帯主又ハ之ニ代ルベキ者ヨリ願出ヅベシ

第二十六條 市町村長前條ノ願出ヲ受ケタルトキハ別記様式第十三號ノ扶助調書ヲ作成シ戶籍謄
本其ノ他必要書類ヲ添附シ直ニ知事ニ進達スベシ

市町村長ニ於テ扶助ノ必要アリト認ムル者アルトキハ前條ノ願出ナキ場合ト雖モ別記様式第十
二號及第十三號ニ依リ戶籍謄本及其ノ他必要書類ヲ添附シ知事ニ申請スベシ

第二十七條 生活扶助ノ爲支出スル費用ハ別表第一ニ定ムルトコロニ依ル
第二十八條 療養扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ニ依ル

- 一 醫療費
- 健康保險ニ於テ使用スル診療報酬點數計算規程ニ依リ一點ニ付十五錢

- 二 齒科醫療費
- 健康保險ニ於テ使用スル齒科診療報酬點數計算規程中郡部用ニ依リ一點ニ付七錢

- 三 處方箋ニ依ル藥劑費
- 簡易保險局ト日本藥劑師會トノ間ニ締結セラレタル調劑藥價協定書ニ定ムル額

- 四 入院料
- 一人一日 一圓八十錢

- 五 處置、手術其ノ他ノ治療費
- 急迫ノ場合其ノ他知事ノ承認ヲ經タル場合ヲ除クノ外一回二十圓以内

第二十九條 出産扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ニ依ル但シ多胎分娩ハ一胎兒ヲ増ス毎ニ分
料四圓ヲ増ス

- 一 居室扶助
- 一人一回 八圓
- 二 收容扶助
- 一人一日 一圓五十錢
- 入院料

分 娩 料 一人一回 四 圓

第三十條 療養又ハ出産扶助ニ於テ看護ノ爲支出スル費用ハ看護人一人ニ付一日一圓八十錢以內トシ移送ノ爲支出スル費用ハ實費トス

第三十一條 生業扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ニ依ル

- 一 資金、器具、資料ノ給與又ハ貸與 一人 百五十圓以內
- 二 生業ニ必要ナル技能ノ修得 一人一日 六十 錢

第三十二條 法第十九條ノ規定ニ依リ支出スベキ埋葬費ハ十二圓以內トス

埋葬費ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別記様式第十四號ニ依リ死亡シタル者ノ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ願出ヅベシ

市町村長前項ノ願出ヲ受タルトキハ審査ノ上直ニ知事ニ進達スベシ

扶助ヲ受クル者死亡シ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ市町村長ハ直ニ知事ニ報告スベシ

第三十三條 市町村長ハ別記様式第十五號ニ依リ扶助臺帳ヲ備ヘ異動ノ都度加除訂正スベシ

第三十四條 扶助ヲ受クル者願書記載ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ住所地(住所移轉ノ場合ハ舊住所地)市町村長ヲ經由シ知事ニ届出ヅベシ

第三十五條 市町村長扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由及意見ヲ具シ別記様式第十六號ニ依リ直ニ知事ニ報告スベシ

第四章 給與金ノ支給

第三十六條 法第二十二條ノ規定ニ依リ給スベキ給與金ハ別ニ定ムル區分ニ依ル

第三十七條 法第二十二條ノ給與金ヲ受ケントスル者ハ別記様式第十七號ニ依リ給與金支給申請書ヲ其ノ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ規則第十九條ノ證明書ノ他第二十一條第二項第二號乃至第四號ノ區別ニ準ジ所要書類ヲ添附スベシ

第三十八條 市町村長前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ令第九條、規則第十四條及規則第十八條該當ノ有無ニ付調査シ支給ノ適否ニ關シ意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ

給與金ヲ支給シタルトキハ規則第十九條ノ證明書所要欄ニ給與金ノ種類、金額、支給年月日及支給官廳名ヲ記入證印シ市町村長ヲ經テ申請者ニ返付スルモノトス

第三十九條 法第二十三條ノ給與金ヲ受ケントスル者ハ世帯毎ニ別記様式第十八號ニ依リ給與金支給申請書ヲ其ノ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

前項ノ給與金支給申請書ニハ規則第十九條ノ證明書、所有者タルコトヲ證スルニ足ル書類及毀損ノ程度ニ關スル證明書ヲ添附スベシ但シ所有者死亡シ遺族ヨリ申請スル場合ニハ別ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

- 一 戶籍 謄本
- 二 届出ヲ爲サザルモ所有者ト事實上婚姻ト同様ノ關係ニ在ル者又ハ令第十七條ニ依リ次順位ニ在ル者ヨリ申請スル場合ハ其ノ事實ノ證明書

第四十條 市町村長前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ令第十條及規則第十六條該當ノ有無ニ付調査シ支給ノ適否ニ關シ意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ

第四十一條 法第二十四條ノ規定ニ依リ給スベキ給與金ハ別ニ定ムル區分ニ依ル

第四十二條 法第二十四條ノ給與金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別記様式第十九號ニ依ル給與金支給申請書ヲ其ノ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ規則第十九條ノ證明書及法第二十四條ノ規定ニ該當スルモノナルコトノ證明書ノ他第二十一條第二項第一號乃至第四號ノ區別ニ準ジ所要書類ヲ添附スベシ

第四十三條 市町村長前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ令第十一條、規則第十七條及規則第十八條該當ノ有無ニ付調査シ支給ノ適否ニ關シ意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ

給與金ヲ支給シタルトキハ規則第十九條ノ證明書所要欄ニ給與金ノ種類、金額、支給年月日及支給官廳名ヲ記入證印シ市町村長ヲ經テ申請者ニ返付スルモノトス

第四十四條 令第十四條ノ規定ニ依リ障害扶助金又ハ障害給與金ノ加給ヲ受ケントスル者ハ別記様式第二十號ニ依ル障害扶助金又ハ障害給與金加給申請書ヲ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ法第十九條又ハ規則第十九條ノ證明書、傷病再發後其ノ治癒シタルトキニ於テ診療擔當醫ノ作成セル身體障害ノ程度及其ノ經過ヲ詳記シタル診斷書ヲ添附スベシ

市町村長第一項ノ申請書ヲ受ケタルトキハ審査ノ上意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ

扶助金又ハ給與金ヲ加給シタルトキハ法第十九條又ハ規則第十九條ノ證明書所要欄ニ扶助金又ハ給與金ノ種類、支給額、支給年月日及支給官廳名ヲ記入證印シ市町村長ヲ經テ申請者ニ返付スルモノトス

第五章 雜 則

第四十五條 規則第十九條ノ規定ニ依ル證明書交付ノ申請ハ別記様式第二十一號ニ依リ之ヲ爲スベシ

市町村長前項ノ申請書ヲ受ケタルトキハ審査ノ上意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ

規則第十九條ノ證明書ヲ交付シタルトキハ證明書交付簿ニ登録スルモノトス

第四十六條 前條ノ證明書ハ特別ノ事由アル場合ノ外之ヲ再交付セザルモノトス

附 則

本令ハ戰時災害保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表第一 居宅扶助ノ場合

地域	世帯構成人員					
	一人	二人	三人	四人	五人	以上一人ヲ増ス毎ニ
京都市	六〇 <small>銭</small>	一〇九 <small>銭</small>	一五六 <small>銭</small>	一八九 <small>銭</small>	二一六 <small>銭</small>	一八 <small>銭</small>
舞鶴市	四五	八四	一一九	一四六	一六八	一四
東舞鶴市	四五	八四	一一九	一四六	一六八	一四
福知山市	四五	八四	一一九	一四六	一六八	一四
町村	四〇	七七	一〇八	一三四	一五六	一三

收容扶助ノ場合

一人一日

七〇錢以内

別記様式第一號

戰時災害救助願

戰時災害保護法ニ依ル救助被下度此段及御願候也

本籍
住所

年 月 日

職業 氏

名 印

京都府知事 氏 名 殿

調書

被 害 状 況					
日 時	場 所	死 傷	住 宅 及 家 財	被 服 寢 具 及 生 活 必 需 品	其 他

救 助 状 況 及 理 由	救 助 事 項		種 類
	要 救 助 者 名	年 齡	
計			假設住宅收容 給與食品 被服給與 寢具給與 生活必需品給與 學用品給與 醫療 助産 埋葬 其他

右之通ニ候也

年 月 日

市町村長 氏

名 印

京都府知事 氏 名 殿

備考

- 一、「死傷」欄ニハ死、重傷及輕傷別ニ氏名ヲ記入スルコト
- 二、「住宅及家財」及「被服、寢具及生活必需品」欄ニハ住宅ニアリテハ全燒、半燒、全潰、半潰又ハ破損等其ノ他ニアリテハ全部又ハ一部滅失等滅失又ハ毀損ノ程度ヲ詳記スルコト
- 三、「假設住宅收容」、「食品給與」、「醫療」及「助産」欄ニハ其ノ日數、「埋葬」欄ニハ人数ヲ記入スルコト
- 四、「被服給與」、「寢具給與」、「生活必需品給與」及「學用品給與」欄ニハ品名及數量並ニ其ノ給與又ハ貸與ノ別ヲ記入スルコト
- 五、「狀況及理由」欄ニハ救助ヲ要スル理由並ニ其ノ狀況ヲ種類別ニ記入スルコト

從事令書番付號第 號

從事令書

居住又ハ
就業ノ場所

職業氏

名

右ノ者左ノ通り從事スベシ

何年何月何日生

備考	出頭スベキ場所	出頭スベキ日時	從事スベキ期間	從事スベキ場所	從事スベキ救助業務
		何年何月何日何時	自何年何月何日 至何年何月何日 日間		

昭和 年 月 日
京都府知事(何市長)

氏

名 印

受領證

一從事令書(何年何月何日發付第何號)

右 受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

居住又ハ
就業ノ場所

京都府知事(何市長) 氏

名 殿

氏

名 印

從事令書番付號第 號

従事令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

- 一 従事令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 二 従事令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏(吏員)ニ届出ツベシ

- 三 従事令書ノ交付ヲ受ケタル者傷痍疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診断書(止ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診断書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ該令書ヲ發シタル者ニ遲滞ナク届出ツベシ
- 四 従事令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ他ノ市町村長、警察官吏、船長又ハ驛長ノ證明書ヲ添ヘテ該令書ヲ發シタル者ニ遲滞ナク届出ツベシ
- 五 従事令書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノハ居住地ノ市町村長ニ該令書ヲ提示シテ之ガ一時繰替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所ガ居住地ノ市町村ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

從事取消令書
發付番號 第 號

從事取消令書

居住又ハ
就業ノ場所

氏

名

何年何月何日生

右ノ者其ノ從事命令ヲ取消ス
昭和 年 月 日

京都府知事(何市長)

氏

名 印

從事取消令書
發付年月日 日 月 年

從事取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得
從事取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年
月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

從事取消令書
發付番號 第 號

受領證

一從事取消令書(何年何月何日發付第何號)

右 受 領 ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

居住又ハ
就業ノ場所

氏

名 印

京都府知事(何市長)

氏

名 殿

別記様式第三號

從事令書付番號 第 號
 昭和 年 月 日 從事令書付年月日

救助從事者台帳 居住又ハ 就業ノ場所 職業 氏 何年何月何日生 名	從事スベキ救助業務	從事スベキ場所	從事スベキ期間	出頭スベキ場所	出頭スベキ日時	備考	傷疾疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル日時	傷疾疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場所	傷疾疾病又ハ死亡ノ原因	傷病名、傷病ノ程度及狀況
			自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日				昭和 年 月 日 時 分	死亡ス傷病ニ罹ル		

扶助金支給欄 扶助金ノ種類 金額 支給年月日 備考	傷疾疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル日時 傷疾疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場所 傷疾疾病又ハ死亡ノ原因 傷病名、傷病ノ程度及狀況	氏名	本籍人柄ト	生年月日	職業	備考	證明書番號及年月日

救助協力者台帳

居住ノ場所
罹災ノ場所

職業氏

何年何月何日生 名

協力スベキ業務	協力スベキ場所	協力スベキ期間	備考	傷疾疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル日時	傷病名、傷病ノ程度及狀況
				傷疾疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場所	
		自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日		昭和 年 月 日 時 分	
				死亡ス傷病ニ罹ル	

扶助金支給欄	扶助金ノ種類	金額	支給年月日	備考	傷疾疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル當時本人ト世帯ヲ同ジクスル家族ノ狀況	氏名	本人ト続柄	生年月日	職業	備考
					證明書番號及年月日					

號 第號番付發書令用公

公用令書 (管理ノ場合ノ例)

(公用令書ヲ受クベキ者) 住所

氏

名

管理スベキ施設ノ所在地

管理スベキ施設ノ名稱

管理スベキ施設ノ種類

右左ノ通管理ス

管理ノ範圍

管理ノ期間

自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

日間

備考

號 第號番付發書令用公

受領證

一、公用令書 (何年何月何日發付第何號)

右受領ス

昭和 年 月 日

住所

氏

名 印

京都府知事(何市長)

氏

名 殿

使用、收用、保管ノ場合及公用變更令書及公用取消令書ハ右ニ準ズ

公用書發付番號 第 號
 公用書發付年月日 昭和 年 月 日

管理ノ期間	管理ノ範圍	施設ノ種類	施設ノ名稱	施設ノ所在地	所有者住所	占有者住所
自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日					氏	氏
					名	名

強制物件台帳 (管理ノ場合ノ例)

使用、收用、保管ノ場合ハ右ニ準ズ

備考	損失補償						備考
	區分	金額	損失補償年月日	損失補償請求者	備考	備考	

別記様式第七號(表面)

戦時災害保護法第十條ノ規定ニヨル證券

別記様式第七號(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

戦時災害保護法第十條

第十四條

戦時災害保護法施行細則第五條

拔萃

拔萃

當該官 廳又ハ 公衙印

別記様式第八號

戦時災害救助従事者實費辨償請求書

一金 圓 錢

内 譯 明細書別紙ノ通

昭 和 年 月 日 第 號

從事令書ニ因ル救助従事實費

日 當 日分但ニ日金

旅 費 ノ割

右金額請求候也

昭 和 年 月 日

住 所

職 業 氏 名

名 殿

京 都 府 知 事 氏 名

備考 明細書ニハ從事シタル業務、場所及期間、出頭シタル日時及場所等ヲ詳記スルコト

第 號 (昭和 年 月 日發行)

戰時災害ニ因ル救助協力者危害證明書

京都府知事 氏

名 印

第二面

本籍	住所	職業氏名	及生年月日	危害ヲ受ケタル日時	危害ノ直接原因	危害ノ状況
			年 月 日	年 月 日 時 分		
				同上ノ場所		
			年 月 日 生	同上ノ業務		

第三面

危害ヲ受ケタル當時本人ト同一世帯ニ在リタル者

氏名	本人トノ続柄	生年月日	職業	備考

第四面

給與金支給欄				
給與金ノ種類	同上金額	同上支給年月日	同上支給府縣名	係認印

別記様式第十號

戰時災害保護法第十二條ニ依ル扶助金支給申請書

二四六

申請理由	危害ノ狀況	危害ノ直接原因	危害ヲ受ケタル日時 年 月 日 時 分 場 所	危害ヲ受ケタル者			扶助金ノ種類
				職業氏名及生年月日	住所	本籍	

右之通ニ付扶助金支給被下度關係書類相添此段及申請候也

年 月 日 住所

京都府知事 氏

名 殿

氏

名 印

備考 「同上ノ業務」欄ニハ法第七條又ハ第八條ノ區別及第七條ニ依ル場合ハ從事令書發付番號等ヲ記入スルコト

別記様式第十一號ノ一

一金

戰時災害救助費ニ關スル繰替支辨金計算書

救助費總額

内 譯

區 別	金 額	備 考	費 料 食					
			避 難 所 費	假 設 住 宅 建 設 費	食 焚 出	食 品 ノ 給 與	計	

二四七

別記様式第十四號

戰時災害保護法第十九條ニ依ル埋葬費支給願

由理願出	費葬埋	者 亡 死		ルケヲ危		
		ケル死亡者生前ニ於扶助種類	氏 名	本 籍	氏 名	本 籍
添付書類 一、死亡診断書 二、埋葬費ヲ證スルニ足ル書類	金 圓 錢也 内 譯	死亡者生前ニ於扶助種類	氏 名	本 籍	氏 名	本 籍
	何讀寢火 經棺葬 々料料料 金金金金	同上許可年月日及指令番號	死亡年月日	埋葬年月日	備 考	
	圓圓圓圓 錢錢錢錢	同上扶助開始年月日				

右之通ニ付埋葬費支給被下度關係書類相添此段及御願候也
 年 月 日

別記様式第十五號

戰時災害扶助台帳

京都府知事 氏 名 殿

名 殿

氏

名

印

(死亡者トノ續柄緣故關係)

住 所

記 事	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	被扶助者ノ氏名	扶助出願者		危 害 ヲ 受 ケ タ ル 者	
					住 所	本 籍	氏 名	本 籍
				ケタルヲ受ケタル者ノ續柄				
				職業並ニ先月收				
				扶助ノ出始ニ指度ノ種				
				扶助ノ廢止ノ理由及年月日				
				備 考				

別記様式第二十號

戰時災害保護法施行令第十四條ニ依ル扶助金加給申請書

申請理由	危険ノ直接原因	危険ヲ受ケタル日時	職業氏名及生年月日	住所	本籍	加給ヲ受ケントスル扶助金又ハ給與金ノ種類	既給障害扶助金又ハ障害給與金受領年月日及其ノ額
		年 月 日 時 分 同上ノ場所	年 月 日 年 月 日				

右之通ニ付扶助金加給被下度關係書類相添此段及申請候也

年 月 日

京都府知事 氏 名 殿

氏

名 殿

別記様式第二十一號

戰時災害ニ因ル危害證明書交付申請書

本籍	住所	職業氏名及生年月日	身體、生命又ハ財産ニ危害ヲ受ケタル日時	危害ノ直接原因	危害ノ状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考
			年 月 日 時 分 同上ノ場所							

危害ヲ受ケタル當時同一世帯ニ在リタル者

右證明書交付被下度此段及申請候也

年 月 日

京都府知事 氏 名 殿

氏

名 殿

第 號 (昭和 年 月 日發行)

戰時災害ニ因ル危害證明書

京都府知事 氏

名 印

本籍	住所	職業氏名及生年月日	身體、生命又ハ財産ニ危害ヲ受ケタル日時	危害ノ直接原因	危害ノ狀況
			年 月 日 時 分 場 上ノ		

危害ヲ受ケタル當時本人ト同一世帯ニ在リタル者

氏名	本人トノ続柄	生年月日	職業	備考

給與金與給 欄

給與金ノ種類	同上ノ金額	同上支給年月日	同上支給府縣名	係認印

戰時災害保護法施行期日ノ件

(昭和十七年四月二十七日
勅令第四百五十四號)

戰時災害保護法ハ昭和十七年四月三十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年五月二十日印刷
昭和十八年五月三十日發行

〔非賣品〕

編輯兼
發行者

京都市中京區寺町通御池上ル東入
京都市防衛部防護課
代表者 田中保志

印刷者

京都市中京區柳馬場通三條下ル
株式會社似玉堂(西京三)
代表取締役 福井松之助
京都市中京區寺町通御池上ル東入

發行所

京都市役所

435
159





